

# 見える化改革報告書 「人権啓発」

---

## 抜粋版

平成30年11月19日  
総務局

# 「人権啓発」報告書要旨（1）

## 1 「見える化」分析の要旨

都は、人権尊重の意識を社会全体に広く浸透させるため、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの双方から啓発に取り組んでいる。

人権啓発をより一層効果的に実施していくため、人権啓発事業について事業ユニット分析を行い、「テーマ設定」、「対象者」、「啓発拠点」の3つの視点から、現状と課題を分析し、今後の取組の方向性について検証する。

## 2 現状分析と課題

### （1）テーマ設定「全ての人権課題について啓発を行う」

- ・ 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業については、全ての人権課題を取り上げるとともに、人権一般についての普遍的な視点からのアプローチによる啓発についても着実に実施している。
- ・ 特定の人権課題を取り上げる啓発事業は、啓発行事、講座など、主に都民参加型で実施しているが、開催回数等も限られるため、年間を通じて全ての人権課題を取り上げることが難しい。
- ・ 総務局人権部が実施する個別の人権課題としては、性自認及び性的指向、外国人（特にヘイトスピーチの解消に関する事。）の分野について、過去3カ年で取り扱う啓発行事、講座などが他の人権課題に比べて少ない傾向にある。

⇒ 国際都市として、東京2020大会開催を契機に、個別課題にかかる啓発の充実が課題

### （2）対象者「あらゆる人々に対して啓発を届ける」

- ・ 男女ともに、年齢別では20代、30代で、ライフステージ別では独身期、家族形成期で、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が29.8%～40.4%と高い。
- ・ 都の行事参加者では、区部開催、市部開催の地域の別なく、40歳以上の者が6割程度を占めている。中には、40歳以上の参加が9割程度の行事もある。
- ・ 参加者の状況を踏まえ、万人向けを対象とする啓発だけでなく、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が求められる。

⇒ よりターゲットを意識した啓発・広報が課題

# 「人権啓発」報告書要旨（2）

## （3）啓発拠点「東京都人権プラザの機能強化を図る」

- ・東京都人権プラザでは、施設の特徴を生かした展示室事業、図書資料室事業等を実施している。
- ・人権プラザの指定管理者である（公財）東京都人権啓発センターには、これまでの事業実施に伴い、様々な人権課題に対するアプローチの方法等、人権に関する専門性とネットワークが蓄積されている。
- ・人権プラザ及びセンターにおける啓発の取組が、都や区市町村の取組へと波及していることから、センターは事業実施方法等の専門的な助言を含め、実質的な技術支援機能を担っている。
- ・施設移転を契機として、外部との連携・協力という観点から、展示室、団体見学の受入れ事業等のPR活動、アウトリーチ活動先の新規開拓、アンケート実施によるアウトリーチ活動内容のさらなる充実など、人権プラザの来館者数増へつなげるための取組を推進する余地がある。  
⇒ 人権啓発の拠点として、センターの特色を生かしながら、人権プラザの持てる機能を最大限に有効活用していくことが課題

## 3 今後の取組の方向性

### （1）「新たな人権課題への対応」に向けた取組の方向性

- ・様々な人々が集まる国際都市として、また、東京2020大会開催を契機として、新しい人権課題（性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるための啓発の取組を推進していく。

### （2）「若年層への普及啓発強化」に向けた取組の方向性

- ・幅広い層に人権課題への関心を高めるため、子育て世代や新社会人を中心とした20代及び30代の層に焦点を当て、人権に対する理解を深めるための啓発の取組を重点的に推進していく。

### （3）「人権プラザの機能強化」に向けた取組の方向性

- ・人権プラザのPR強化、センターの持つ専門性とネットワークを生かしたアウトリーチ型の啓発事業を充実させること等により、人権プラザの認知度を高め、人権プラザの利用者、利用団体の増加を図り、都民の人権課題への理解・関心を高める。

序章	東京都における人権啓発	P 4
第Ⅰ章	都における人権啓発事業の概要	P 9
第Ⅱ章	現状分析と課題抽出	P 12
第1節	テーマ設定	P 13
第2節	対象者	P 16
第3節	啓発拠点	P 18
第Ⅲ章	今後の取組の方向性	P 21
第1節	新たな人権課題への対応	P 23
第2節	若年層への普及啓発強化	P 25
第3節	人権プラザの機能強化	P 26

# 序章 東京都における人権啓発

---

# 序章 東京都における人権啓発

## 東京都の特色と人権施策の基本理念

### ◆ 東京都の特色と人権施策の基本理念

○ 日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、**様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市**であり、**様々な人権課題が存在している都市**である。

○ 日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など**全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市を目指す**必要がある。

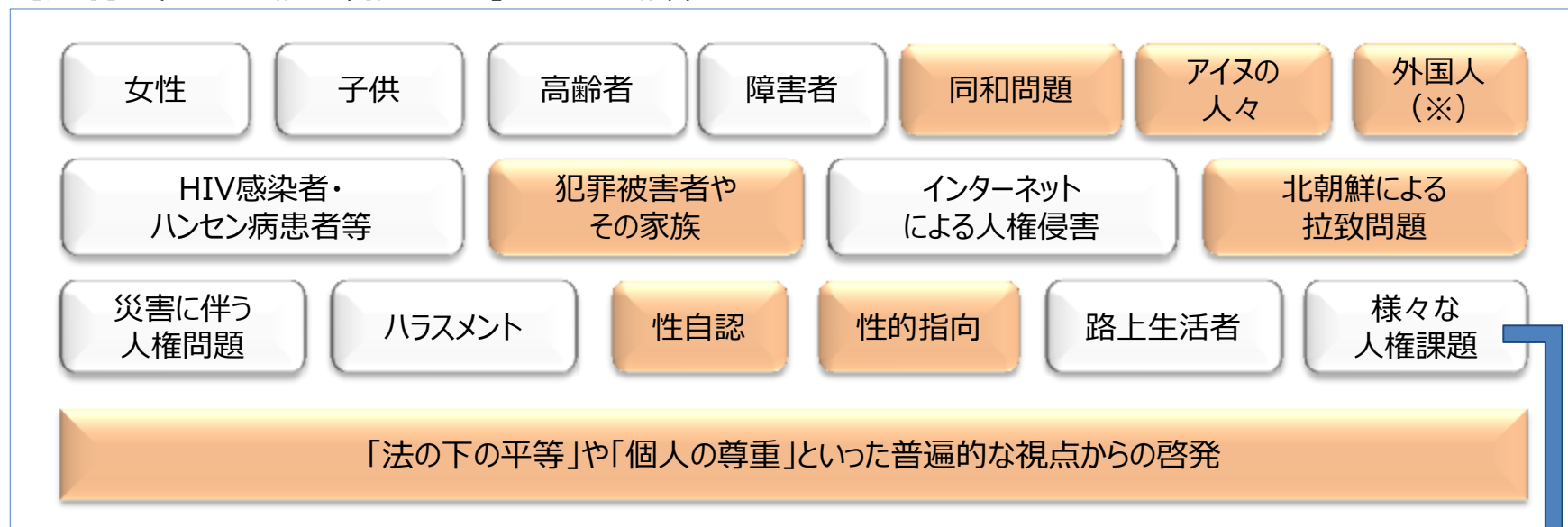
○ また、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念に基づき、**国際都市にふさわしい人権が尊重された都市、東京2020大会のホストシティにふさわしいダイバーシティを実現し、将来世代へと確実に継承していくため、都として施策を推進していく必要がある。**

# 序章 東京都における人権啓発 都の指針の基本的な考え方

## 「東京都人権施策推進指針」（H12.11策定、H27.8改定）

「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からの啓発とともに、国が基本計画等で掲げる人権課題を踏まえ、下記の課題に即した**個別的な視点からの啓発**を組み合わせ、都民に人権尊重の意識が広く浸透するための総合的な啓発を推進するため、都が取り組むべき施策の基本方針を示した。

【参考】「東京都人権施策推進指針」における人権課題



- ・ 総務局人権部は、普遍的な視点からの啓発を実施するとともに、個別の課題に応じて庁内各局をはじめ、民間団体等とも連携
- ・ 上記の人権課題のうち、色の付いた課題については、総務局人権部が事業を実施（※外国人については、ヘイトスピーチに関連するもの）

・ 刑を終えて出所した人  
・ 個人情報の流出やプライバシー侵害  
・ 親子関係・国籍  
・ 人身取引 等

- 都は、指針で示した人権施策の基本理念や基本的な考え方を踏まえ、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会の実現を目指して、以下の3つの視点から総合的な人権施策の推進に取り組んでいる。

### ① 『テーマ設定』 → 全ての人権課題について啓発を行う

- ・ 人権尊重の意識を社会全体に広く浸透させるため、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする方法を組み合わせ、総合的な人権啓発を推進する。

### ② 『対象者』 → あらゆる人々に対して啓発を届ける

- ・ 子供から高齢者に至るまで幅広い層を対象に、あらゆる機会を捉え、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、創意工夫を凝らし人権啓発を推進する。

### ③ 『啓発拠点』 → 「東京都人権プラザ」の機能強化を図る

- ・ 「東京都人権プラザ」が、人権啓発拠点として多くの都民に利用されるよう、更なる機能強化を図り、これまで以上に様々な主体と連携・協力することにより、人権啓発を推進する。



# 序章 東京都における人権啓発 都条例の制定

- 都はこれまでも、「東京都人権施策推進指針」に基づき、それぞれの人権課題に対して着実に取組を進めてきた。
- これまでの取組はもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストシティとして、性自認及び性的指向に関する不当な差別の解消等、並びに本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消等に更に積極的に取り組むべく、新たに条例を制定した。

## 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（H30.10制定）

### 【主な内容】

（H30.10～一部施行、H31.4～全面施行）

#### ＜第1章＞ オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

- ・啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。
- ・人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進する。

#### ＜第2章＞ 多様な性の理解の推進

- ・性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発、教育等を推進する。
- ・上記の差別解消を図るため、基本計画を定めるとともに、国や区市町村と連携しながら、必要な取組を推進する。

#### ＜第3章＞ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進


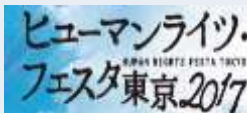




- ・都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動の解消を図る。
- ・不当な差別的言動の解消又は防止のため、啓発、教育等を推進するとともに、都が保有する公の施設の利用制限について基準を定める。
- ・不当な差別的言動に該当する表現活動については、必要な拡散防止措置を講ずるとともに、その概要等を公表する。

# 第 I 章 都における人権啓発事業の概要

---







# 第 I 章 都における人権啓発事業の概要 主な啓発事業の概要①

## (1) 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業

事業名	実施主体	内容	啓発等ツール
■ 啓発冊子「みんなの人権」、リーフレット等の作成	都	・様々な人権課題を取り上げた啓発冊子「みんなの人権」等を配布	
■ ヒューマンライツ・フェスタ東京	都	・幅広い都民に人権の大切さについて考えてもらい、理解を深めるための場を提供することを目的として、合計3日間、様々な啓発の催しを実施	
■ 車内広告、人権週間ポスターの作成	都等、センター	・小学生の作品を人権ポスターに起用し、鉄道車内に掲出 ・人権週間（12月4日から12月10日まで）に合わせて、世界人権宣言をテーマとしたポスターを作成し、交通機関、公共施設等へ掲出	
■ スポーツ組織と連携した啓発活動	都等	・Jリーグやプロ野球チームと連携し、試合会場で啓発グッズの配布等を実施 ・選手が出演する啓発映像を作成し、会場スクリーンで放映	
■ 人権プラザ展示室・図書資料室の運営	都（指定管理者：センター）	・人権プラザ展示室において、17の人権課題についてパネル展示等を実施するほか、体験型学習設備を整備 ・人権問題に関する図書資料、映像資料の収集を行い、図書資料室で閲覧、貸出事業を実施	
■ ラジオ、情報誌による啓発	センター	・ラジオ番組「人権TODAY」（毎週土曜日放送）、人権情報誌「TOKYO人権」（年4回発行）により、様々な人権問題を取り上げるとともに、東京都や区市町村の人権に関するイベント情報を掲載	

# 第 I 章 都における人権啓発事業の概要 主な啓発事業の概要②

## (2) 特定の人権課題を取り上げる啓発事業

事業名	実施主体	内容	啓発等ツール
■ 憲法週間・人権週間行事	都	・憲法週間（5月1日から5月7日まで）、人権週間（12月4日から12月10日まで）に合わせて、特定のテーマを定めて人権課題に関する講演会、映画上映会等を実施	
■ 拉致問題啓発行事	都	・北朝鮮による拉致を人権問題として取り上げ、写真パネル展、映画上映会、舞台劇、都民集会等を実施	
■ 犯罪被害者週間行事	都	・犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）に合わせて、講演会、映画上映会、パネルディスカッション等を実施	
■ アイヌ文化啓発行事	都	・アイヌの歴史や文化について理解を深めるため、アイヌ文様作品の展示会、学習会を実施	
■ 人権プラザ・センターにおける啓発事業	都(指定管理者:センター)、センター	・人権プラザにおける企画展、人権問題に関する都民向け講座、子供向けの人権教室、指導者養成セミナー、学校等の団体見学のための人権学習会、イベント会場や学校への出張展示、都内小中学校を対象とした体験学習会等を実施	
■ 個別の人権課題に関する啓発冊子、リーフレット等の作成	都	・同和問題への啓発のためのリーフレット「明るい社会をめざして－理解編－」等を配布	

- ・ 上記のほか、各局においては、相互に連携を図りながら、各人権課題についてそれぞれの施策体系の下で必要な取組を実施している。
- ・ 例えば、福祉保健局では「子供」、「高齢者」、「障害者」等の人権課題について、福祉施策等の取組と合わせて啓発を行っている。

## 第Ⅱ章 現状分析と課題抽出

---

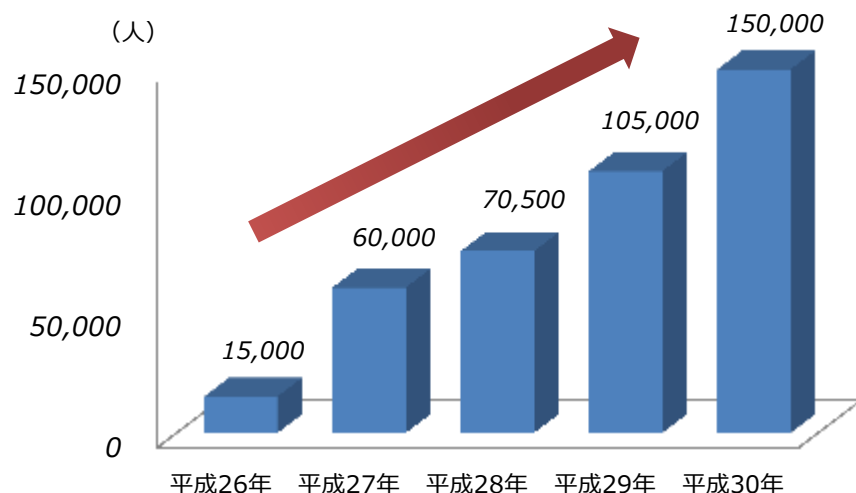
## LGBT等関連イベント来場者数の推移

- 例えば、東京レインボープライドの来場者数は、過去5年間で約10倍増加しており、パレードの参加者数も倍増している。
- 近年では、テレビタレント、歌手、大手企業等の協力もあり、社会的な注目をより一層集めている。

### 東京レインボープライド

特定非営利活動法人東京レインボープライドが主催する、LGBT等の方々が差別や偏見にさらされることなく、より自分らしく、前向きに生きていくことができる社会を目指すイベントの総称。欧米諸国をはじめ世界の主要な都市では、「～プライド」と称される、LGBT等の方々のパレードイベントが恒例行事として、毎年開催されている。

<東京レインボープライド来場者数の推移（概数）>



【出典：主催者発表】

<東京レインボープライドパレード>



【出典：TOKYO RAINBOW PRIDEホームページ】

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
来場者数（沿道応援者を含む）	15,000人	60,000人	70,500人	105,000人	150,000人
（うちパレード参加者数）	(3,000人)	(3,000人)	(4,500人)	(5,000人)	(7,000人)

# 第Ⅱ章 現状分析と課題抽出 第1節 「テーマ設定」

## デモ・街宣活動の都道府県比較

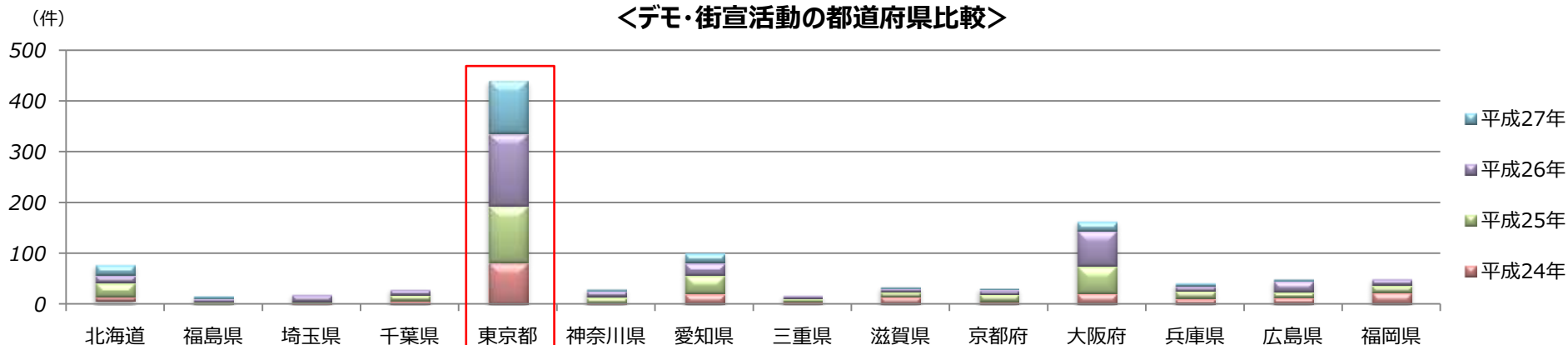
- 平成24年4月から平成27年9月までの3年6ヵ月間で、ヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動を行っている指摘される団体が行うデモ・街宣活動と認知された件数は、東京都が突出している。
- デモ・街宣活動の件数が多い大都市においては、ヘイトスピーチの発生について高いリスクが内在している。

### ヘイトスピーチについて

本邦外出身者に対する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）を伴うデモ等が全国各地で公然と行われ、報道で大きく取り上げられるなど、社会問題化するようになった。

平成27年度に法務省は、国内におけるヘイトスピーチの実態について委託調査を実施し、「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成28年3月）をまとめた。

<デモ・街宣活動の都道府県比較>



【出典：（公財）人権教育啓発推進センター「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（平成27年法務省委託調査研究事業）より作成、4年間で10件未満の県は省略】

	北海道	福島県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	広島県	福岡県
H27年	20件	4件	1件	0件	104件	4件	18件	1件	2件	2件	19件	5件	3件	0件
H26年	15件	7件	14件	11件	143件	12件	25件	6件	7件	9件	70件	10件	22件	12件
H25年	27件	4件	3件	11件	112件	12件	36件	6件	10件	15件	53件	15件	11件	14件
H24年	8件	0件	2件	7件	81件	2件	21件	5件	15件	5件	22件	11件	13件	23件
計	70件	15件	20件	29件	440件	30件	100件	18件	34件	31件	164件	41件	49件	49件

### <「テーマ設定」に関する現状の評価>

#### (1) 都事業の取組評価

- ・ 様々な人権課題を総合的に発信する啓発事業については、全ての人権課題を取り上げるとともに、人権一般についての普遍的な視点からのアプローチによる啓発についても着実に実施している。
- ・ 一方、特定の人権課題を取り上げる啓発事業は、冊子の配布やポスターの掲示等を除き、啓発行事、講座など、主に都民参加型で実施しているが、開催回数等も限られるため、年間を通じて全ての人権課題を取り上げることが難しい。
- ・ また、総務局人権部が事業を実施する個別の人権課題としては、性自認・性的指向、外国人（特にヘイトスピーチに関連すること）について、過去3カ年で取り扱う行事、講座などがその他の人権課題に比べて少ない傾向にある。

#### (2) 近年の社会状況等

- ・ 東京レインボープライドの来場者数、性別取扱い変更数が著しく増加しているとともに、東京都におけるヘイトスピーチを伴うデモ・街宣活動の認知件数は他都市と比べ突出しているほか、内閣府の世論調査によると、「性同一性障害者」、「性的指向」、「外国人」の分野において人権課題としての関心が高まっている。
- ・ また、平成26年12月のオリンピック憲章の改正により、「性的指向」による差別の禁止が明記され、平成28年5月には不当な差別的言動の解消に向けた取組推進のため、ヘイトスピーチ解消法が制定された。



- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるに当たり、様々な国から来日する外国人が増加する中、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、社会的な関心が高まっている「性自認・性的指向」、「外国人（特にヘイトスピーチに関すること）」の2つの分野に光を当て、啓発等の取組を更に推進する必要がある。



## 「ヒューマンライツ・フェスタ東京」参加者数の推移

- 都の指針において「重点プロジェクト」と位置づけ実施している大型啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京」の参加者（アンケート回答者）のうち、40歳以上の者が6割程度を占めている。

### <平成29年度の年代別イベント参加者数>

#### イベント内容

##### 【目的】

人権施策の重点プロジェクトとして、幅広い都民の方に人権の大切さについて考え、理解を深めてもらう

##### 【メインテーマ】

「ダイバーシティ（多様性の尊重）」

##### 【プログラム】

(10月15日)

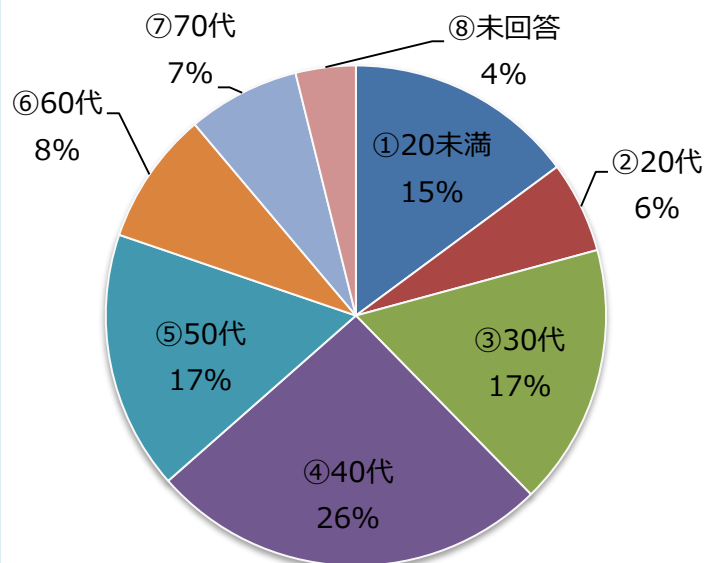
・体験ワークショップ、パネル展示 等

(11月4日)

・シンポジウム、動画コンテスト 等

(11月5日)

・コンサート、映画上映 等



年代	参加者数
①20歳未満	88人
②20歳代	35人
③30歳代	100人
④40歳代	153人
⑤50歳代	99人
⑥60歳代	51人
⑦70歳代	43人
⑧未回答	23人
計	592人

### <過去3カ年イベント参加者数の推移>

	H27年度	H28年度	H29年度	備考
ヒューマンライツ・フェスタ東京参加者	10,200人	12,100人	13,200人	平成27年度から開始
(うちアンケート回答者)	(748人)	(335人)	(592人)	

### <「対象者」に関する現状の評価>

#### (1) 世論調査の結果

- ・平成25年に東京都生活文化局が実施した「人権に関する世論調査」によると、男性、女性ともに、20代と30代において、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が29.8%～40.4%と高い。
- ・また、ライフステージ別で見ると、独身期、家族形成期で、人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が32.1%～36.0%と高い。

#### (2) 都事業の取組評価

- ・都主催行事の参加者について、年代別に見ると、「ヒューマンライツ・フェスタ東京」では40歳以上の者が6割程度を占めている。また、憲法週間行事や人権週間行事など、40歳以上の参加が9割程度となっている行事もある。
- ・総務局人権部の同世代職員によるディスカッションでは、上記(1)で見られる20代、30代で人権を「あまり意識していない」、「全然意識していない」と回答する者の割合が高い理由として、仕事や家庭面での環境変化に適応することで忙しく、人権に意識が向きにくいといった意見が出たほか、自発的に啓発行事に参加する意識があまり高くない20代、30代を集客するため、よりターゲットを意識した事業実施方法の検討、広報機会の選択と集中が必要との結論を得た。



- 都が実施する行事の参加者の状況を踏まえ、事業の企画段階から、万人向けを対象とする「どのくらいの参加者が見込めるか」という発想から「どんな性質の参加者を集めるか」という、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が必要である。

### <人権プラザ移転後の新たな経営戦略及び取組状況>

#### ○ 区市町村との連携によるP R活動の強化

- ・ 人権プラザをより多くの都民に利用してもらうため、人権プラザの展示室、団体見学の受入れ事業等を積極的にP Rするなど、人権プラザ来館者数の増加策を検討・実施することにより、人権啓発の裾野を広げ、都民の人権課題に対する理解と関心を高める。
- 29年度は、移転後の人権プラザが立地する港区と連携し、新たな学習会を実施した。
- ⇒ **今後は、港区との連携をさらに拡大するとともに、地元港区を皮切りに、全ての区市町村にP R活動を行い、取組をさらに拡げていくことが必要である。**

#### ○ 啓発対象・機会の拡充

- ・ 人権啓発の対象・機会を来館者以外にも拡大するため、人権プラザを拠点とした事業展開だけでなく、積極的にアウトリーチ型の啓発事業を展開する。
- 29年度は、12回の出張展示を実施し、人権プラザの外部で啓発を行った。
- ⇒ **今後は、啓発対象・機会をさらに拡大していくため、出張展示先の新規開拓を行うとともに、人権プラザのP Rの場としても積極的に活用を図っていくことが必要である。**

#### ○ 啓発内容・手法の質の向上

- ・ アウトリーチ型の啓発事業において、人権問題に関する体験型のワークショップ等の企画・支援をオーダーメイドで実施し、啓発内容・手法の充実を図る。
- 29年度は、26回の人権問題体験学習会を実施し、出張先へのアンケート調査を実施した。
- ⇒ **今後は、アンケート調査の意見を踏まえて事業の見直しを行い、相手方の要望等にきめ細かく対応していくことが必要である。**

#### <「啓発拠点」に関する現状の評価>

##### (1) 都事業の取組評価

- ・ 人権プラザでは、施設の特徴を生かした展示室事業、図書資料室事業等を実施している。
- ・ 人権プラザの指定管理者であるセンターには、これまでの事業実施に伴い、様々な人権課題に対するアプローチの方法や区市町村、学校との連携等、人権問題に関する専門性とネットワークが蓄積されている。
- ・ また、人権プラザ及びセンターにおける啓発の取組は、都や区市町村の取組への波及効果があることから、センターは事業実施方法等の専門的な助言を含め、都や区市町村等に対する実質的な技術支援機能を有している。

##### (2) 施設移転後の状況

- ・ 平成29年2月に港区芝へ移転・開館後、新たな経営戦略のもと来館者は増加している。
- ・ 施設移転後、港区との連携強化の取組が新たに開始されたものの、人権プラザやセンターに対する潜在的なニーズを積極的に掘り起こすためのアプローチが区市町村等に対して十分行われているとはいえない。
- ・ 外部との連携・協力という観点から、区市町村との連携によるPR活動の強化、アウトリーチ型啓発活動の新規開拓、アンケート調査の意見を踏まえた事業内容の更なる充実など、人権啓発の裾野を広げるための取組を展開する余地がある。



- センターは、都と連携・協力して様々な事業を実施することで蓄積された有形・無形のノウハウを生かし、都や区市町村等への技術支援機能を担っている。
- 東京都における人権啓発の拠点として、センターの特色を生かしながら、人権プラザの持てる機能を最大限に有効活用していくことが、今後も求められる。
- 人権プラザ来館者数の増加による都民の人権課題への理解・関心の向上につながり得る、区市町村をはじめとする外部との連携・協力、事業内容の更なる充実を進める余地がある。

# 第Ⅱ章 現状分析と課題抽出

## 第Ⅱ章のまとめ

	取組の視点	現 状	課 題
テーマ設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権尊重の意識を社会全体に広く浸透させるため、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする方法を組み合わせ、総合的な人権啓発を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の人権課題を取り上げる都民参加型行事等による啓発活動については、性自認・性的指向、ヘイトスピーチ関連の取扱数が他の人権課題に比べて少ない傾向にある。また、これらの人権課題は、関連するイベントの社会的認知度の高まりやオリンピック憲章の改正、ヘイトスピーチ解消法の成立など国内外の動きが見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京2020大会を迎えるに当たり、様々な国から来日する外国人が増加する中、都の人権条例に基づき、社会的な関心が高まっている「性自認・性的指向」、「外国人（特にヘイトスピーチに関すること）」の2つの分野に光を当て、啓発等の取組を更に推進する必要がある。</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供から高齢者に至るまで幅広い層を対象に、あらゆる機会を捉え、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、創意工夫を凝らし人権啓発を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都が実施した世論調査によると、年代別では20代及び30代が、ライフステージ別では独身期及び家族形成期に当たる若年層で、日常において人権を意識していないと回答する者の割合が高い。また、都の啓発行事参加者の年齢層は、40歳以上の者が多くの割合を占めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広い年代の都民に対し人権課題への関心を高めるため、啓発が行き届きにくい若年層を対象に、事業の企画段階から、万人向けを対象とする「どのくらいの参加者が見込めるか」という発想から「どんな性質の参加者を集めるか」という、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が必要である。</li> </ul>
啓発拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権プラザが、人権啓発拠点として多くの都民に利用されるよう、さらなる機能強化に向け、これまで以上に様々な主体との連携を図ることで、人権啓発を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権プラザ及びセンターは、これまで蓄積された専門性とネットワークを生かした事業を実施している。平成29年の施設移転により来館者が増加しており、新たな経営戦略のもと区市町村等と連携・協力しながら啓発対象・機会の拡充や啓発内容・手法の充実等に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設移転後の取組状況を踏まえ、人権プラザへの来館者の増加及び都民の人権課題への理解・関心の向上にもつながり得る、区市町村をはじめとする外部との連携・協力を更に積極的に進める余地がある。また、利用者等のニーズを踏まえた事業の見直しを行い、要望等にきめ細かく対応していくことも求められる。</li> </ul>

## 第Ⅲ章 今後の取組の方向性

---

# 第Ⅲ章 今後の取組の方向性

	課題	方向性検討の考え方	今後の取組の方向性
テーマ設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京2020大会を迎えるに当たり、様々な国から来日する外国人が増加する中、都の人権条例に基づき、社会的な関心が高まっている「性自認・性的指向」、「外国人（特にヘイトスピーチに関すること）」の2つの分野に光を当て、啓発等の取組を更に推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、条例に基づき、新たな人権課題（性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消（多様な性の理解の推進）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるため、必要な啓発の取組を推進する。</li> </ul>	<p>【新たな人権課題への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消 ⇒ 基本計画の策定、都民向け啓発冊子の配布、専門相談窓口の設置 等</li> <li>○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 ⇒ 公の施設の利用制限、拡散防止措置及び公表、第三者機関の設置 等</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広い年代の都民に対し人権課題への関心を高めるため、啓発が行き届きにくい若年層を対象に、事業の企画段階から、万人向けを対象とする「どのくらいの参加者が見込めるか」という発想から「どんな性質の参加者を集めるか」という、よりターゲットを意識した啓発行事の検討及び広報手法の創意工夫が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発が行き届きにくい若年層（20代、30代）を対象に、人権に対する理解を深めるため、啓発手法等に創意工夫を凝らし、取組を重点的に推進する。（①若年層が興味、関心を持てるような啓発、広報手法の検討、②子育て期の親へのアプローチ方法の検討、③新社会人、若手社員向けのアプローチ方法の検討）</li> </ul>	<p>【若年層への普及啓発強化】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①車内ビジョン広告の活用、映像系専門学校等の協力による若者視点からの啓発動画の質の向上、若者に集客力のある著名人の招聘、②保育園、幼稚園、学童保育等の場を活用した広報、③若手社員向けの企業内研修での啓発冊子等の配布、人権啓発指導者養成セミナーを通じた企業内の人権研修講師養成 等</li> </ol>
啓発拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設移転後の取組状況を踏まえ、人権プラザへの来館者の増加及び都民の人権課題への理解・関心の向上にもつながり得る、区市町村をはじめとする外部との連携・協力を更に積極的に進める余地がある。また、利用者等のニーズを踏まえた事業の見直しを行い、要望等にきめ細かく対応していくことも求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権プラザを人権啓発拠点として十分に活用するためには、より多くの都民に施設利用を促し、人権啓発の裾野を広げることが必要不可欠である。そのため、人権啓発拠点としての機能を最大限発揮することができるよう、センターが持つ強み（専門性やネットワーク等）を活かし、利用者ニーズに応じた新たな利用者獲得につながる取組を積極的に実施する。</li> </ul>	<p>【人権プラザの機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権プラザの展示室・団体見学受け入れ事業等のPR活動の強化</li> <li>○ 出張展示事業における新規出張先の開拓、充実</li> <li>○ 人権問題体験学習会事業における啓発内容・手法の充実（参加者の要望等に応じたオーダーメイド型の取組の実施、アンケートの意見を踏まえた事業見直し）</li> </ul>

### 【「新たな人権課題への対応」に向けた取組の方向性】

#### (1) 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消（多様な性の理解の推進）

- 性自認及び性的指向に関する啓発、教育等の推進を図るために**基本計画を定め**、全庁横断で必要な取組を推進する。  
また、庁内はもとより、**国や区市町村等とも相互に協力・連携しながら施策を推進**していく。
- **都民向け**には、性自認及び性的指向を理由とした悩みのある方々が、生活上で多種多様な困難に直面し、支援を必要としていることについて、理解を広めるための**啓発冊子を配布し**、総務局人権部が実施する啓発行事等と連携しながら、効果的な啓発に取り組んでいく。
- また、性自認及び性的指向を理由とした悩みのある方々が置かれている状況は様々であるため、当事者の方々が個々に直面する課題に寄り添うため、性自認及び性的指向に関する**専門電話相談の窓口を設置**する。
- **都職員向け**には、全ての都職員に対して**職員向けのマニュアルを1人1冊ずつ配布**するとともに、これを活用して研修を行うことにより、職員一人一人が多様な性について深く理解し、性的マイノリティの方々への配慮を適切に行うことができるよう職員の意識啓発等に取り組んでいく。

#### <取組スケジュール（案）>

取組	2018年度	2019年度	2020年度
条例制定	・一部施行(H30.10～)	・全面施行予定(H31.4～)	
性自認・性的指向を理由とする不当な差別の解消 (多様な性の理解の推進)	・各啓発行事等と連携し、啓発を実施	・専門相談窓口の設置 ・全庁横断会議の設置、基本計画の策定	・基本計画に基づく施策の実施



### (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

#### (公の施設の利用制限、拡散防止措置及び公表)

- 都が保有する**公の施設の利用制限**、不当な差別的言動に該当する**表現活動の内容の拡散防止措置**、当該**表現活動の概要等の公表**等を実施するとともに、庁内はもとより、国や区市町村とも協力・連携しながら施策を推進していく。

#### (都民等の申出制度の周知、各啓発行事等との連携)

- 不当な差別的言動に該当する表現活動について、**都民等による申出制度を広く周知**するとともに、**総務局人権部が実施する啓発行事等と連携**しながら、効果的な啓発に取り組んでいく。

#### (審査会の設置及び意見聴取)

- 不当な差別的言動の解消に向けた取組を行うに当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害することのないよう留意する必要があるため、**学識経験者等で構成する第三者機関を設置**し、公正、公平かつ中立的に制度を運用していく。

#### <取組スケジュール (案) >

取組	2018年度	2019年度	2020年度
条例制定	・一部施行(H30.10～)	・全面施行予定(H31.4～)	
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消	・第三者機関の設置等 体制整備	・公の施設の利用制限、拡散防止措置等	
	・各啓発行事等と連携し、啓発を実施		

### 【「若年層への普及啓発強化」に向けた取組の方向性】

#### ○ 交通広告、インターネット動画サイト等を活用した啓発・広報

- ・ まとまった時間のとれない社会人向けに、**通勤時間を利用して触れることのできる車内ビジョン広告などの交通広告、若者の視聴が多いインターネット動画サイト等**を活用した啓発を行う。
- ・ 啓発用の映像作成に当たっては、**映像系専門学校等の協力を得て映像コンテストを開催すること等により、若者の視点から啓発動画の質の向上**を図る。
- ・ 啓発行事に幅広い年代の都民、とりわけ若者等これまで啓発が行き届かなかった世代の参加を促すため、**若者等に集客力のある著名人を招聘し、広報インパクトの増大**を図る。

#### ○ 子育て期の親が関わる場を活用した啓発・広報

- ・ 総務局人権部が実施する啓発行事について、子育て期の親であれば多くの方が関わる**保育園、幼稚園、学童保育等の場を活用した広報**を実施し、都の啓発行事への参加につなげる。

#### ○ 企業とタイアップした若手社員への啓発・広報

- ・ **新入社員をはじめとした若手社員への企業内研修において、総務局人権部で作成した啓発冊子、リーフレット等の配布**による啓発を実施するとともに、**総務局人権部主催の啓発行事の広報**を実施する。
- ・ **人権啓発指導者養成セミナーを通じて、企業内の人権研修講師養成をバックアップ**する。

### 「人権プラザの機能強化」に向けた取組の方向性

- 人権プラザにおける講座、展示等の実施のほか、**団体見学の受入れやアウトリーチ型の啓発事業を強化**し、来館者以外にも啓発対象・機会を拡大していくことにより、人権啓発の裾野を広げ、都民の人権課題への理解、関心を高める。  
具体的には、人権プラザの指定管理者であるセンターの持つ専門性とネットワークを活用し、人権プラザの**展示室・団体見学受入れ事業等のPR活動、出張展示事業における新規出張先の開拓、充実、人権問題体験学習会事業における啓発内容・手法の充実**等に取り組んでいく。

